

令和4年度
大分県立農業大学校
第1回 外部評価委員会



と き：令和4年6月29日
(水)

次 第

1 開 会

2 外部評価委員紹介

3 学校長あいさつ

4 本校職員紹介

5 議 事 （進行：委員長）

（1）報告事項

令和3年度重点目標等の取り組み結果について

（2）審議事項

令和4年度運営方針を踏まえた数値目標と主な対策について

（3）その他

6 閉 会

諸連絡

令和3年度 重点目標と具体的取り組み結果について

運営方針1 活気あふれる学園づくり

【数値目標】 基礎学力を備えた入学生の確保：60名

評価：目標を未達成 合格者32名(うち入学者31名)

1 令和3年度入学試験実施状況と合格者数

(1) 推薦入試・一般入試・二次入試

	実施日	受験者数	合格者数
推薦入試	10/19	28名(6名)	27名(6名)
一般入試	12/21	5名(1名)	5名(1名)
二次入試	—	—	—
計		33名(7名)	32名(7名)

括弧内書きは女性

(2) 過去5年間の受験者数と入学者数

年度	H30	H31	R2	R3	R4
受験者数	61名	39名	45名	43名	33名
入学者数	58名	36名	41名	37名	31名

(3) 過去5年間の農業系学科出身者の入学者数

年度	H30	H31	R2	R3	R4
農業系学科出身	32名	25名	26名	24名	22名
対入学者比(%)	55.2	69.4	63.4	64.9	71.0

2 県内全高校への訪問と農大進学への働きかけ

(1) 県内全高校への学生募集

対象校：公立34校・私立10校・通信制1校 計45校

実施回数：延べ60回

県内高校3年生に農大紹介リーフレット配布、学校、受験案内、進路ガイダンス
オープンキャンパス案内 等

(2) 進路ガイダンスへの参加

4校(日出総合、三重総合、久住高原農業、日田林工)実施

(3) 進路指導担当を対象とした農大説明会

新型コロナウイルス感染拡大のため実施せず。

運営方針 3 新規就農者の確保

【数値目標】 全学生・研修生の進路決定と就農率 80%以上

評価：目標をほぼ達成 進路内定率 91.9%（農学部 100% 研修部 73.7%）
就農率 72.3%（農学部 76.7% 研修部 63.1%）

1 農学部

(1) 進路状況

① 進路内定状況（令和4年3月末現在）

	対象者	進路決定(人)	うち就農(人)					内定率(%)	就農率(%)
			自営	法人	研修	兼業	計		
学生	43	43	7	26	0	0	33	100.0	76.7

② 農学部過去5年間の就農率(%)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
就農人数	32	31	41	24	33
就農率	71.6	60.8	73.2	75.0	76.7

(2) 就職支援及び進路先の開拓

① 進路コーディネーターによる農業法人との連携強化

学生支援と進路相談の随時実施

- ・ 2年生対象：6月進路面談、随時個別面談
- ・ 1年生対象：12月進路面談、1月三者面談

② 農業法人との就職相談会を開催

就職相談会の開催：5/20、5/21（2日間）

③ インターンシップの促進

- ・ 33法人へインターンシップ実施 のべ45名が参加

2 研修部

(1) 進路状況（令和4年3月末現在）

	対象者	進路内定	うち就農(人)				他産業	内定率(%)	就農率(%)
			自営	法人	研修	計			
就農準備研修	19	12	3	4	5	12	0	73.7	63.1

(2) 就農・就職支援

① 農業法人等との就職相談会

- ・ 5/20～21 農業法人就職相談会（農大 2名参加）

(4) オープンキャンパス「緑の学園」への参加者拡大

生徒：第1回(6/26) 35名(前年37名)

第2回(8/1) 44名(前年46名)

計79名(前年83名)

保護者・教員：第1回27名、第2回22名 計49名(前年40名)

総計128名(前年123名)

3 情報発信の取り組み

フェイスブックによる情報発信

・3年度記事数133件 フォロワー845人(令和4年3月末現在)

4 市町村、JA、JR等への募集ポスター掲示等依頼

・18市町村、JA27事業所、JR40駅

計400枚配布

5 高大連携の促進

(1) 三重総合高校との連携

・三重総合高校への出前授業派遣 計5日間(2年生対象)

・農大での実習 1年生4日間 2年生3日間

(2) 農業系高校1年生農大体験研修の実施

・農業系高校1年生農大体験研修 7校9学科

国東(園芸ビジネス・環境土木)、大分東(園芸ビジネス・園芸デザイン)

佐伯豊南、久住高原農業、玖珠美山、日田林工、宇佐産業科学

(3) 高校PTAによる農大視察

・大分東高校1校

(4) 遠隔授業による高校との連携

・県内農業系9高校との連携

本校からスタジオ型遠隔授業により配信 3回

運営方針 2 質の高い教育の提供

【数値目標】 ○日本農業技術検定3級相当の専門知識習得者80%以上

○在学中に5個以上の資格取得者80%以上

評価：目標を未達成 日本農業技術検定3級以上取得者 76.1%

在学中に5個以上の免許・資格取得者 27.9%

1 農業技術検定3級相当の専門知識習得者80%以上

・農業技術検定試験に向けて、畜産・野菜で補講を実施

取得率 2年生 75.6% (31名) 1年生 55.6% (20名)

2 在学中に5個以上の資格取得をした学生80%以上

・本校学生が受験した免許・資格数 21

・免許・資格5個以上取得者 12名

<参考>

(1) 試験研究・普及組織との連携によるプロジェクト研究活動

・学生プロジェクトの設計検討、中間検討、成績発表への農林水産研究指導センターの研究者や広域普及指導員の参加による連携

(2) 農業法人等の期待に応えられる学生の育成

・総合経営特別講座の実施

講座：企業経営論、アグリビジネス論、消費者ニーズとマーケティング、農業簿記、農業経営分析、農村社会学、先進農家研修

※農村社会学（別府大学森専任講師）において別府大学が現地で行っているフィールドワークに参加

(3) GAP手法の習得とGAP認証取得

・野菜「かんしょ」、果樹「大分果研4号」でグローバルGAPを取得

・水田・露地野菜クラス、総合畜産学科の学生を対象に認証取得に向けてコンサルティングを実施

(4) ICT農業の実践

・野菜クラスではハウス内環境モニタリングシステム（みどりクラウド）を活用

・総合畜産学科では分娩監視・発情発見システム（牛温恵）を導入

(5) フラワーデザインコンテストへの参加

・県知事賞、日本フラワーデザイナー協会理事長賞等受賞

・技能検定2級「フラワー装飾」取得

- ・ 7/17 就農希望者と若手農業者との交流会（大分市 1名参加）
 - ・ 8/15 おおいた就農応援フェア・相談会（大分市）
 - ・ 10/15 北部地区の農業法人就農相談（1名参加）
- ② 法人等農家研修
- ・ 農家研修（前期 7/26～8/27：14農家、15名参加）
（後期 1/26～2/28：15農家、15名参加）
 - ・ 7/15 中部振興局管内農業法人等視察（19名参加）
 - ・ 8/11 豊肥振興局管内農業法人等視察（18名参加）
- ③ 各種免許、資格等取得促進による就農支援
- ・ 7/10 日本農業技術検定 13名参加
 - ・ 12/11 日本農業技術検定 6名参加
 - ・ 2/1～2 農薬指導士 16名参加

令和3年度免許資格等取得状況

免許・資格等種類	学生	研修生	計
① 大型特殊免許（農耕車限定）	34名	19名	53名
② けん引免許（同上）	27名	7名	34名
③ フォークリフト運転技能講習	20名	10名	30名
④ アーク溶接作業特別	17名	2名	19名
⑤ ガス溶接技能講習	21名	3名	24名
⑥ ボイラー取扱技能講習	21名	6名	27名
⑦ 小型車両系建設機械特別教育	17名	13名	30名
⑧ 車両系建設機械運転技能講習	14名	1名	15名
⑨ 土壌医検定試験	2名	5名	7名

(2) 審議事項

令和4年度 運営方針・数値目標・主な対策

運営方針1 活気あふれる学園づくり

【数値目標】基礎学力を備えた入学生60名の確保

《主な対策》

- 1 高校進路指導および高校生への積極的な働きかけ
 - (1) 過去5年間に入学実績のあった県内の高校(31校)への訪問(新型コロナウイルス感染状況を見極めつつ可能な範囲で)
 - (2) 進路ガイダンスへの積極的な参加と学校説明会の実施
 - (3) オープンキャンパス「緑の学園」への参加者拡大
- 2 情報発信の取組
 - (1) SNSやマスコミなどによる情報発信
 - (2) 市町村、JA、JRに加え金融機関等への募集ポスター掲示等依頼
 - (3) 就農相談会等への積極的な参加による情報発信
- 3 高大連携の促進
 - (1) 高校への出前農大の実施
 - (2) 遠隔授業を活用した高校生への農大における課題研究等の紹介
 - (3) 高校PTA研修における農大見学の促進

運営方針2 質の高い教育の提供

【数値目標】日本農業技術検定3級相当の専門知識習得者80%以上
在学中に5個以上の資格取得者80%以上

《主な対策》

- 1 農業技術検定模擬試験の実施
 - (1) 農業技術検定未取得者に対し、模擬試験を実施
- 2 プロジェクト研究の高度化と地域課題への対応
 - (1) 農林水産研究指導センター・振興局、農業法人との連携プロジェクトの充実強化
 - (2) 九州大会・全国大会への出場を目指したプロジェクト指導の強化
 - (3) 表現力の向上を目指した作文コンクール等への応募促進
- 3 農業法人等の期待に応えられる学生の育成
 - (1) 農業・農村のリーダー・指導者の育成を目指した「総合経営特別講座」の実施

- (2) 農業法人協会などとの連携による校外学習の実施
- (3) 各種資格取得の推進
- (4) G A P手法の実践とG A P認証に向けた学習の実施
- (5) 校内直売所や量販店等でのマーケティング調査の実施
- (6) 先進技術の研修充実
- (7) ドローン等を活用したスマート農業教育の実践
- (8) 時代の変化に対応したカリキュラムの編成

運営方針3 農業の担い手確保

【数値目標】 全学生・研修生の進路内定率100%
就農率80%以上

《主な対策》

1 農学部

- (1) 農業法人等との就職相談会の拡充
- (2) 農業法人等との情報交換および連携強化
- (3) 進路コーディネーターと担任による進路面談、受験指導の充実
- (4) 認定農業者組織ネットワークなどと連携によるインターンシップ等研修の促進
- (5) 学生の資質向上と生活指導の徹底
- (6) 卒業生(過去3年)のフォローアップ指導

2 研修部

- (1) 農業法人協会等と連携した就農体験研修の実施
- (2) 振興局等との連携による就農支援
- (3) 進路コーディネーターによる就職支援
- (4) 就職・就農相談会等への参加促進
- (5) 農業法人等求人情報の提供とマッチングの実施
- (6) 農耕車限定大型特殊免許などの取得支援
- (7) ドローン操縦者養成カリキュラムの整備に向けた要件確保

大分県立農業大学校 学校評価要領

平成 23 年 7 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この要領は県農業の担い手育成のために求められる質の高い教育を提供するとともに、地域に根ざした開かれた大学校づくりを推進するため、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、大分県立農業大学校(以下「農大」という。)が行う学校評価について定める。

(自己評価)

第 2 条 農大校長は、教育・研修活動その他学校運営の改善を図るため、毎年度重点目標を定め、その達成に必要な評価項目などを設定の上、運営の状況等についての評価(以下「自己評価」という。)を行う。

2 自己評価を実施するため、別紙 1 に定める学内評価会議を設置する。

(外部評価委員会等)

第 3 条 農大が実施した自己評価の結果を踏まえた評価(以下「外部評価」という。)を行うため、農業大学校外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、校長が委嘱する別表 1 の委員で構成する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、これを補充することができることとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

5 委員長は委員会を掌理し、副委員長は委員長に事故ある場合はその職務を代理する。

6 農大校長は、外部評価等のため農大の運営・教育・研修の状況、自己評価の結果などについて委員会に報告する。

7 委員会は、外部評価の結果を学校運営に関する意見とともに農大校長に報告をする。

8 農大校長は、委員会からの報告をもとに必要な措置を講ずる。

(公表)

第 4 条 農大校長は、自己評価の結果及び外部評価の結果並びに意見について、農大のホームページなどに公表するとともに、大分県農林水産部新規就業・経営体支援課に報告する。

(その他)

第 5 条 自己評価の実施方法その他学校評価に関することは、農大校長が別に定める。

(別表1)

農業大学校外部評価委員

区 分	関係機関名	職 名
教育関係者	大分県高等学校 教育研究会農業部会	部 会 長
生 産 者	大分県指導農業士会	会 長
〃	大分県農業法人協会	会 長
〃	地元女性農業者	
卒 業 生	大分県立農業大学校同窓会	副 会 長
農業団体	大分県農業協同組合	常務(営農担当)
行 政	豊後大野市	農業振興課長
〃	大分県	中部振興局農山漁村振興部長

平成23年7月 1日 制定

平成24年4月 1日 改正

平成28年4月 1日 改正

平成31年4月26日 改正

専修学校（農業大学校）における学校評価に関する法令

- 専修学校の学校評価は、平成19年の学校教育法及び同施行規則の改正により、①自己評価の実施・結果の公表に関する義務、及び②学校関係者評価の実施・結果の公表に関する努力義務が課されている。

学校評価に関する関連法令

■学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行ない、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行いその結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規程は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。[学校教育法第133条、学校教育法施行規則第189条等]